

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示案及びサンプリング補助者講習規程（案）に関する意見募集の結果について

令和 8 年 8 月 7 日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示案及びサンプリング補助者講習規程（案）について、令和 8 年 6 月 19 日（金）から同年 7 月 18 日（土）まで御意見を募集したところ、5 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします（取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております。）。

なお、意見募集時の概要における「4. 適用期日等」において、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（以下「整備告示」という。）の適用期日を令和 8 年 10 月 1 日としていたところですが、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 116 号。以下「整備省令」という。）の規定の一部の施行日を令和 8 年 9 月 1 日としたことを踏まえ、整備告示の適用期日の一部を同日に変更する予定です。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	個人ばく露測定のサンプリングができるのは、サンプリング補助者講習を受講した作業環境測定士だけなのか。サンプリングを行っている間はサンプリング補助者講習を受講した作業環境測定士が現場に常駐している必要はあるか。また、作業環境測定法第 4 条第 3 項の規定によりサンプリングの業務の補助を行う者が分析機関へ試料採取機	個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングは、整備省令による改正後の作業環境測定法施行規則（昭和 50 年労働省令第 20 号。以下「改正後作環則」という。）第 6 条第 1 項第 5 号又は第 6 号の登録を受けた作業環境測定士（以下「個人ばく露測定登録作環士」という。）が行う必要がありますが、作業環境

器の送付も行えるようにしてはどうか。 任意で個人ばく露測定を行う化学物質であっても、サンプリング補助者講習を受講した作業環境測定士に依頼することが必要か。	測定士ではない者であっても、サンプリング補助者講習を修了した者であれば、サンプリング補助者として、個人ばく露測定登録作環士がサンプリングごとに指定する方法により、サンプリングの業務を補助することが可能です。また、サンプリングの業務の補助者が当該業務を行っている間、個人ばく露測定登録作環士はサンプリング中に現場に常駐する必要はありません。ただし、サンプリング終了後に、測定現場において、サンプリングの実施状況やサンプラーの捕集状況等を確認し、適切な方法でサンプラーを分析機関へ送付する必要があることから、サンプラーの回収・保存、分析機関への送付等については、個人ばく露測定登録作環士が行う必要があります。その旨を今後通達でお示しする予定です。 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年指針公示第24号）3－1（1）及び3－2（3）アでは、リスクアセスメントにより、労働者のばく露の程度が8時間のばく露に対する濃度基準値の2分の1程度を超えると評価された場合は、同指針1－2（2）に規定するばく露される程度が濃度基準値以下であることを確認するための労働者の呼吸域における物質の濃度の測定（確認測定）として個人ばく露測定を行うこととされています。このほか、同指針2－1（1）及び（3）に基づき、濃度基準値が
---	--

		設定されていない物質についても、リスクの見積りの結果一定以上のリスクがある場合等、労働者のばく露状況を正確に評価する必要があり、個人ばく露測定を行う場合や、リスクアセスメント対象物について、危険性又は有害性を特定し、労働者が当該物質にばく露される程度を把握するために個人ばく露測定を行うこととされています。これらの個人ばく露測定を行う場合は、個人ばく露測定登録作環士にデザイン及びサンプリングを行わせる必要がある旨を、今後、同指針において規定する予定です。 なお、分析の業務については、一級化学分析技能士が所属する事業場で採取された試料について行う分析（一級化学分析技能士の試験科目に含まれる分析方法により行うものに限る。）において、当該一級化学分析技能士は個人ばく露測定登録作環士が行う分析の業務の補助をすることが可能です。 なお、個人ばく露測定は、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる等の適切な事後措置を講ずるために行われる測定として一定の測定精度が求められる測定であり、簡易的又は予備的な測定等、一定の測定精度が求められない測定については、作業環境測定士による測定が義務付けられるものではありません。
2	同じ「労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行うもの」であっても、個人ばく露測定と、個人サン	改正後作環則第3条第1項第1号イの個人サンプリング法は、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）第10条第5項に規定する

	リング法・個人サンプリング測定等とは違うものか。	方法で、同基準第2条第1項第1号の単位作業場所において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて、作業場の化学物質の濃度を測定するものです（いわゆる「場の測定」）。 一方、「個人ばく露測定」は労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて、作業ごとの労働者の呼吸域における化学物質の濃度を測定するものですが、その方法については、今後、整備告示による改正後の作業環境測定基準においてお示しする予定です。 また、整備省令による改正前の有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第28条の3の2第4項第1号等で規定されている「個人サンプリング測定等」には、「労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う測定」だけでなく、「その他の方法による測定」が含まれております。
3	個人ばく露測定講習を第一種又は第二種作業環境測定士としての登録のための必須の講習として追加する場合、講習日数が増えてしまい、新規登録のハードルが高くなるおそれがある。 学科と実技の科目を別日程で開講するなどの配慮を検討していただきたい。	改正後作環則第6条第1項第5号の個人ばく露測定講習は、任意の追加的な講習であり、第一種又は第二種作業環境測定士が、同号の「個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングを行うことができること」の登録を受けるために必要となる講習です。このため、第一種又は第二種作業環境測定士として登録を受けた後に、改めて受講することも可能です。
4	測定対象物質が粉じんで遊離けい酸の含有率が高い場合等では、現状、個人サンプラー等を使用しないA、B測定等と	ご指摘の場合には、整備省令による改正後の粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）第26条の3

	同じ方法でしか測定ができないと思われるが、「労働者の身体に試料採取機器を装着する」方法では測定が困難な場合の方法については、今回定める基準の中で示されるのか。	の2第4項第1号イ等に規定する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて行う個人ばく露測定による方法又は同号ロ等に規定する方法（作環則第3条第1項第1号ロ等に規定する方法（個人サンプリング法において用いられる方法その他の方法であつて厚生労働大臣が定めるもの））のいずれかにより、粉じん等の濃度を測定しなければならないとしています。 同号ロ等に規定する方法については、今後、整備告示による改正後の第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（令和4年厚生労働省告示第341号）でお示ししますが、現行の同告示において示されている方法のうち、個人ばく露測定以外の方法と同様の方法とする予定です。
--	--	--